

高齢者虐待防止のための指針

社会福祉法人 成和会

1 高齢者虐待防止に関する基本的考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。

社会福祉法人成和会（以下「法人」という。）では、入居者・利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとします。

2 高齢者虐待の定義

本指針では以下の行為を高齢者虐待に該当するものとします。

- i 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ii 介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- iii 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- iv 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること。
- v 経済的虐待：高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

3 高齢者虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

法人は、虐待等の発生の防止等に取り組むにあたって、菊水苑（介護老人福祉施設、短期入所生活介護、通所介護、居宅介護支援事業）及び喜志菊水苑（介護老人福祉施設、短期入所生活介護、通所介護、訪問介護、居宅介護支援事業、富田林ケアラウンジ）に「高齢者虐待防止委員会」を設置します。

①設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とします。

②高齢者虐待防止委員会の構成委員

委員構成は多職種をもって構成することとし、詳細は、別途に定める「虐待防止委員会運営規定」第4条に基づきます。

③高齢者虐待防止委員会の開催

委員会は、年1回以上開催します。

虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催します。

④高齢者虐待防止委員会の役割

ア) 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること

イ) 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること

ウ) 職員の人権意識を高めるための研修計画に関すること

エ) 虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること

オ) 虐待が発生した場合の対応に関すること

カ) 虐待の原因分析と再発防止策に関するこ

キ) 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

⑤高齢者虐待防止の担当者の選任

高齢者虐待防止の担当者は、ケア全般の責任者から当該施設の施設長が選任します。

4 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施します。

①定期的な研修の実施（年1回以上）

②新任職員へ的高齢者虐待防止研修の実施

③その他必要な教育・研修の実施

④実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録し、電磁的記録等により保存します。

5 虐待又は虐待の疑い（以下、「虐待等」という。）等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

①虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処します。

②緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

6 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- ①入居者・利用者者、入居者・利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとします。相談窓口は、3⑤で定められた高齢者虐待防止担当者としてします。ただし、虐待を行ったと疑われる者（以下「虐待者」という。）が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談します。
- ②事業所内で虐待等が疑われる場合は、高齢者虐待防止担当者又は施設長に報告し、速やかな解決につなげるよう努めます。
- ③事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促します。
- ④各事業において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報します。
- ⑤担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待者本人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者を代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。
- ⑥事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、本人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じ、虐待を受けた被害者及びその家族に報告、謝罪します。
- ⑦施設長は必要に応じて適宜、理事長に虐待が疑われる事案についての報告をします。

7 成年後見制度の利用支援

入居者・利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援します。

8 虐待等に係る苦情解決方法

- ①虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を施設長・管理者に報告します。また、施設長は必要に応じて適宜、理事長に報告します。
- ②苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないように細心の注意を払って対処します。
- ③対応の結果は相談者にも報告します。

9 当指針の閲覧について

当指針は、入居者・利用者及び家族がいつでも施設内にて閲覧ができるようにすると

ともに、ホームページ上に公表します。

10 その他

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、入居者・利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めます。

付則

2024年5月28日 改定